

松江市告示第 520 号

松江市移送タクシー事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する移送サービス事業(医療施設等への通院又は通所(以下「通院等」という。))が難しい在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を支給し、タクシーを利用するときの料金の一部を助成することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって高齢者及びその家族の経済的__負担の軽減を図るとともに在宅で介護されている高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) <u>65 歳以上の高齢者であって</u>介護保険の要介護認定において要介護 1 以上と認定されていること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する移送サービス事業(医療施設等への通院又は通所(以下「通院等」という。))が難しい在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を支給し、タクシーを利用するときの料金の一部を助成することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって高齢者及びその家族の経済的<u>な</u>負担の軽減を図るとともに在宅で介護されている高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) _____介護保険の要介護認定において要介護 1 以上と認定されていること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(4) 松江市タクシー利用料助成事業実施要綱(平成 17 年松江市告示第 134 号。以下「障がい者タクシー要綱」という。)に基づき実施する松江市タクシー利用料助成事業(以下「障がい者タクシー事業」という。)を利用していないこと。ただし、事業の利用決定と同時に障がい者タクシー事業の利用をやめる場合にあつては、この限りでない。

(5) 介護保険の認定調査における基本調査、特記事項、現在受けているサービス等を勘案し、市長がタクシー利用券支給の必要性があると認める_____こと。
(利用の決定)

第 6 条 市長は、前条の利用申込があつたときは、速やかに当該利用申込に係る必要な調査を行い、事業の利用の可否を決定し、事業を利用しようとする者に通知するものとする。

(利用券及び利用証の交付)

第 7 条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、利用決定をした日の属する月から起算した当該年度の残り月数に 6 を乗じた枚数の利用券を利用証とともに一括交付するものとする。

(助成)

第 9 条 利用者は、事業者が運行するタクシーの利用時に、当該_____タクシーの運転手に利用証を提示するとともに利用券を渡し、乗車料金と助成額の差額を支払うことにより、この事業による助成を受けるもの

(4) 松江市タクシー利用料助成事業実施要綱(平成 17 年松江市告示第 134 号_____)に基づき実施する松江市タクシー利用料助成事業_____を利用していないこと。

(5) 介護保険の認定調査における基本調査、特記事項、現在受けているサービス等を勘案し、市長がタクシー利用券支給の必要性があると認める者であること。
(利用の決定)

第 6 条 市長は、前条の利用申込があつたときは、速やかに申請_____に係る必要な調査を行い、事業の利用の可否を決定し、事業を利用しようとする者に通知するものとする。

(利用証及び利用券の交付)

第 7 条 市長は、前条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対して、利用証及び申請があつた日の属する月から、当該年度の残り月数に 6 を乗じた枚数の利用券を_____一括交付するものとする。

(助成)

第 9 条 利用者は_____、事業者のタクシー__運転手に利用証を提示するとともに利用券を渡し、乗車料金と助成額の差額を支払うことにより、この事業による助成を受けるもの

とする。

2 略

(利用券の再交付)

第 10 条 利用券は、いかなる理由の場合においても再交付は行わないものとする。ただし、利用券等を破損し、又は汚損したときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者及びその家族は、この制度の目的に沿った利用に努めるとともに、事業の円滑な遂行に協力しなければならない。

2 利用者及びその家族は、利用券及び利用証(以下「利用券等」という。)を他に譲渡してはならない。

3 利用者及びその家族は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出たうえ、利用券等を返還しなければならない。

(1)～(4) 略

(利用の取り消し)

第 12 条 略

(1) 略

(2) 第 3 条に規定する要件を満たしていない事実が判明した場合

(3) 略

2 利用者は、前項の通知を受け取った場合は直ちに利用券等を返還しなければならない。

(障がい者タクシー事業との利用調整)

第 15 条 現に障がい者タクシー事業の利用者である者(以下「調整対象者」という。)

とする。

2 略

(利用券の再交付)

第 10 条 利用券は、いかなる理由の場合においても再交付は行わないものとする。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者及びその家族は、この制度の目的に沿った利用に努めるとともに、事業の_____遂行に協力しなければならない。

2 利用者及びその家族は、利用券_____を他に譲渡してはならない。

3 利用者及びその家族は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出たうえ、利用券を返還しなければならない。

(1)～(4) 略

(利用の取り消し)

第 12 条 略

(1) 略

(2) 第 3 条に規定する要件を満__していない事実が判明した場合

(3) 略

2 利用者は、前項の通知を受け取った場合は直ちに利用券を返還しなければならない。

が事業の利用決定と同時に障がい者タクシー事業の利用をやめることを条件に事業の利用をしようとする場合にあつては、第5条の規定により提出する利用申込書にその旨を記載しなければならない。

2 市長は、調整対象者に対して利用券の交付を行うに当たっては、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる障がい者タクシー要綱第10条の規定により返還された利用券(事業の利用決定の日以後に有効期限のあるものに限る。以下この項において「返還利用券」という。)の枚数の区分に応じ、当該各号に定める枚数の利用券を、利用証とともに一括交付するものとする。

(1) 返還利用券の枚数が第7条に規定する利用券の枚数以下である場合 返還利用券の枚数と同数

(2) 返還利用券の枚数が第7条に規定する利用券の枚数を超える場合 第7条に規定する利用券の枚数

3 調整対象者が事業の利用の決定を受けたときは、利用決定の日を事業の利用開始日とする。

第16条 略

第15条 略

附 則

この告示は、令和3年9月27日から施行する。